

会 議 録

会議名 (審議会等名)		第 1 8 7 回相模原市建築審査会		
事務局 (担当課)		建築政策課 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 8 2 5 3 (直通)		
開催日時		令和 5 年 1 0 月 2 0 日 (金) 午後 2 時 0 0 分～午後 3 時 0 0 分		
開催場所		相模原市民会館 2 階 第 2 中会議室		
出席者	委員	5 人 (別紙のとおり)		
	その他	0 人		
	事務局	8 人 (まちづくり推進部長、建築政策課長、建築審査課長、他 5 人)		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	2 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
議 題		1 会議録署名委員指名 2 議案第 1 号 共同住宅等の新築に係る建築基準法第 5 9 条の 2 第 1 項の規定に基づく許可に対する、建築審査会の同意について		

議 事 の 要 旨

1 会議録署名委員指名

会議録署名委員として金子委員を指名した。

2 議案第1号 共同住宅等の新築に係る建築基準法第59条の2第1項の規定に基づく許可に対する、建築審査会の同意について

事務局から提案説明を行った後、質疑応答を行い、挙手総員により同意された。

(金子委員) 医療施設の駐車場が計画されていないが、遠方からの来院者ではなく、近隣住民を対象としているということによいか。

(事務局) 近隣住民を対象としたものであり、自動車での来院者は周辺のコインパーキングを利用することになる。

(金子委員) 歩道状公開空地について、歩行者が通行できる平坦な部分以外にベンチや緑地を含んでいるが、許可基準上どのように読むのか。

(事務局) 歩道状公開空地の歩行空間において、ベンチや緑地の一部についても歩道の修景施設として認めているものである。なお、今後許可基準における取扱い等を明確にする。

(大森委員) ごみ置き場について、周囲への対応はよいと思うが、ごみ置き場にごみを捨てに行く居住者への臭気対策はされているのか。

(事務局) コンクリート壁で密閉され臭気が漏れないようにしているとともに、換気設備等により、ごみ置き場内の臭気対策をしている。

(徳久委員) 許可基準第2章第6に建築主は維持管理に関する誓約書を提出することとされているが、会議資料にはないが申請において提出はされているのか。また、公開空地の維持管理は誰がすることになるのか。

(事務局) 維持管理に関する誓約書は申請の中で提出されている。また、公開空地の維持管理は管理組合がすることになる。

(伊藤委員) 申請地は立地適正化計画や、都市再生緊急整備地域の対象となっているが、計画はこれらに支障のないものか。

(事務局) 支障がないことを確認している。

(伊藤委員) 議案資料5ページ目のチェックリストの2の空地率について、「40.09%」と記載されているが、他資料によると「59.91%」である。数値の整合について伺う。

(事務局) 議案資料5ページ目の記載が誤りであり、「59.91%」が正しい。

以上について、相違ないことを確認する。

令和5年11月14日

会 長 野 澤 康 (自署)

署名委員 金 子 政 男 (自署)

相模原市建築審査会委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	徳久 京子	法律（弁護士）		出席
2	伊藤 浩	建築（神奈川県建築指導課長）		出席
3	野澤 康	都市計画（大学教授）	会 長	出席
4	大森 由紀	公衆衛生（大学助教）	職務代理	出席
5	金子 政男	行政（元建築行政職員）		出席